

關 係 法 令

○豊橋市水道事業給水条例

昭和33年12月23日

条例第19号

改正 昭和39年4月1日条例第43号
昭和40年4月1日条例第20号
昭和41年12月26日条例第43号
昭和43年3月30日条例第21号
昭和47年3月31日条例第19号
昭和48年3月31日条例第25号
昭和49年4月1日条例第31号
昭和50年3月31日条例第26号
昭和51年3月31日条例第34号
昭和51年10月6日条例第54号
昭和52年3月31日条例第29号
昭和56年3月31日条例第17号
昭和59年3月31日条例第20号
平成元年3月31日条例第24号
平成9年3月31日条例第2号
平成10年3月31日条例第26号
平成11年12月22日条例第61号
平成12年3月31日条例第18号
平成12年12月25日条例第63号
平成13年3月30日条例第23号
平成14年3月29日条例第20号
平成14年12月19日条例第50号
平成17年3月31日条例第22号
平成19年3月30日条例第14号
平成25年12月12日条例第34号
平成31年3月27日条例第14号
令和元年9月30日条例第14号

豊橋市水道事業給水条例

本市議会の議決を経て、豊橋市水道給水条例（昭和24年豊橋市条例第32号）を、次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）

第3章 給水（第12条—第22条）

第4章 料金、加入金及び手数料（第23条—第32条）

第5章 管理（第33条—第38条）

第6章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は法令その他別に定があるもののほか、豊橋市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 本市水道事業の給水区域は、豊橋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊橋市条例第38号）第2条第2項第1号アに規定する区域で、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第10条第1項の認可を受けた区域とする。

（全部改正〔昭和41年条例43号〕、一部改正〔平成10年条例26号〕）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（一部改正〔昭和39年条例43号・平成10年26号・13年23号〕）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、一般給水装置と私設消火せんの2種とする。

（全部改正〔昭和51年条例34号〕）

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第37条第1号において同じ。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（一部改正〔昭和50年条例26号・平成10年26号・12年63号〕）

（工事の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 管理者は、給水装置の新設又は改造の申込みに応ずるため、配水管を布設する必要があるときは、当該申込者にその費用を負担させることができる。

3 管理者は、給水装置の新設申込みに応ずるため、既設管から分岐するとき、既設管の布設に要した費用の一部を工事負担金として当該申込者に負担させることができる。

（一部改正〔昭和43年条例21号・50年26号・52年29号・平成10年26号〕）

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（全部改正〔平成10年条例26号〕）

（給水管及び給水用具の指定）

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する

ことができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(追加〔平成10年条例26号〕)

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときはその費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は別に管理者が定める。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を管理者の指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。

(工事費の分納)

第10条 管理者が施行する工事のうち、新設又は改造の工事に限り管理者の承認を受けて12月以内においてその工事費を分納することができる。

2 分納により工事を施行した場合の給水装置所有権の移転時期は工事費が完納になったときとする。

3 前2項によるほか、分納について必要な事項は別に管理者が定める。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は配水管の移転、その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止しない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限又は停止等の原因により損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、代理人を置かなければならない。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共用するもの

(2) その他管理者が必要と認めたもの

2 管理者は前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(一部改正〔昭和51年条例34号〕)

(メーターの設置)

第16条 給水量はメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(メーターの保管)

第17条 メーターは管理者が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は善良な保管者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 用途区分を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人及び管理人に変更があったとき又はそれらの住所に変更があったとき。

(5) 給水装置の利用戸数に異動があったとき。

(一部改正〔昭和51年条例34号・56年17号・平成10年26号〕)

(私設消火せんの利用)

第19条 私設消火せんは消防又は消防の演習の場合のほか利用してはならない。

2 私設消火せんを消防の演習に利用するときは、管理者の指定する職員の立会がなければならない。

3 私設消火せんには管理者が封をする。

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、水が汚染され、又は漏水しないよう充分注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 水道利用者等は供給を受ける水に異常があると認めるときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

3 水道利用者等は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な

措置を指定給水装置工事事業者又は管理者に依頼するものとする。

4 前2項の規定による届出又は依頼がなくても、管理者がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

5 前2項の修繕その他に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

6 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(一部改正〔昭和50年条例26号・51年54号・平成10年26号〕)

(貯水槽水道に係る管理者の責務)

第20条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(追加〔平成14年条例50号〕)

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第20条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(追加〔平成14年条例50号〕)

(異議に対する責任)

第21条 給水装置の設置又は管理について利害関係人からの異議があっても市はその責に任じない。

第22条 削除

(削除〔平成10年条例26号〕)

第4章 料金、加入金及び手数料

(一部改正〔昭和43年条例21号・51年34号〕)

(料金の徴収)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の利用者から徴収する。

2 給水装置を共用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

3 料金は、2か月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1か月ごとに又は随時に徴収することができる。

(一部改正〔昭和39年条例43号・49年31号・51年34号〕)

(料金)

第24条 料金は、1月につき次の表の基本料金と水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

メーターの口径	基本料金
13ミリメートル	530円
20ミリメートル	1,450円
25ミリメートル	2,500円
30ミリメートル	3,900円
40ミリメートル	7,700円
50ミリメートル	13,300円
75ミリメートル	36,000円
100ミリメートル	73,400円
150ミリメートル	203,000円
200ミリメートル	420,000円
250ミリメートル	740,000円
300ミリメートル	1,180,000円

用途区分	水量料金				
	一般用	10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで
	1立方メートルにつき 28円	1立方メートルにつき 56円	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき 160円	1立方メートルにつき 240円

		92円	
臨時用	1立方メートルにつき		260円
私設消火 栓用	火災の場合以外 1栓10分までごとに		260円

備考 水量料金のうち使用水量1立方メートルにつき1円は、水源林保全のために使用する。

2 用途区分の適用基準については、管理者が定める。

(一部改正〔昭和40年条例20号・43年21号・48年25号・51年34号・56年17号・59年20号・平成元年24号・9年2号・10年26号・17年22号・25年34号・31年14号〕)

(水量料金の算定)

第25条 前条第1項に規定する水量料金の算定の基礎となる使用水量は、メーターを2か月分一括点検し、その点検した日の属する月分及びその前月分の使用水量として料金を算定する。この場合の使用水量は各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、1か月ごとに又は随時にメーターを点検してその使用水量を算出し、料金を算定することができる。

(全部改正〔昭和49年条例31号〕)

(使用水量及び用途区分の認定)

第26条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又は用途区分を認定する。

(1) メーターの異状その他により使用水量が不明のとき。

(2) 用途区分その他料金算定基準が事実と相違するとき。

(一部改正〔昭和56年条例17号・平成10年26号〕)

(料金徴収の特例)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、使用日数が15日未満のときはその月分について所定額の2分の1とし、15日以上ときは1月分として算定する。

2 月の中途においてその用途区分又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い用途区分又はメーターの口径とみなして料金を算定する。ただし、その使用日数が同数の場合は、変更後の用途区分又はメーターの口径とみなして料金を算定する。

(全部改正〔平成10年条例26号〕)

第28条 料金納付後その料金に増減ができたときは、次回の徴収の料金でこれを精算することができる。

(料金の前納)

第29条 水道の臨時使用申込みその他管理者が必要と認めるときは、3月分以内の料金概算額を前納させることができる。

2 前項の前納金は、使用をやめたときに精算し、過不足額があるときは還付し、又は追徴する。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(料金等の督促)

第30条 料金、手数料及び工事費等を納付期限までに完納しない場合は督促状を発する。

(一部改正〔昭和43年条例21号・51年34号・平成10年26号・19年14号〕)

(加入金)

第30条の2 加入金は、次の区分により給水装置の新設及び増径工事の申込者から徴収する。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	備考 増径工事のときは、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。
加入金	円 77,000	円 209,000	円 352,000	円 550,000	円 1,100,000	円 1,870,000	
メーターの口径	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	250ミリメートル	300ミリメートル	
加入金	円 5,060,000	円 10,450,000	円 28,600,000	円 59,400,000	円 105,600,000	円 168,300,000	

2 加入金は、給水装置工事の承認後、管理者の指定する期日までに徴収する。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合その他管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(全部改正〔昭和51年条例34号〕、一部改正〔昭和56年条例17号・59年20号・平成元年24号・9年2号・10年26号・25年34号・31年14号〕)

(手数料)

第31条 手数料は、次の区分により徴収する。

(1) 給水装置工事手数料

種別及び単位		金額
新設	口径20ミリメートル以下のもの 1件につき	1,400円
	口径25ミリメートル以上のもの 1件につき	7,000円
その他	1件につき	1,400円

(2) 給水管接続手数料 1件につき 13,000円

(3) 図面の複写手数料 1枚につき 250円

(4) 公簿及び図面の閲覧並びに各種証明手数料 豊橋市手数料条例(平成12年豊橋市条例第18号)に定める額

(5) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円

(6) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 7,000円

(全部改正〔昭和51年条例54号〕、一部改正〔昭和59年条例20号・平成10年26号・12年18号・19年14号・令和元年14号〕)

(料金、加入金及び手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(一部改正〔昭和43年条例21号・51年34号〕)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(全部改正〔平成10年条例26号〕、一部改正〔平成12年条例63号・14年20号・令和元年14号〕)

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第8条の工事費、第20条第3項及び第4項の修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が正当な理由がなく、第33条の検査を拒み、又はその指示を履行しないとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなおこれを改めないとき。

(一部改正〔昭和50年条例26号・平成10年26号〕)

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切りはなすことができる。

- (1) 給水装置を3か月以上使用せず、かつ、所有者の所在が不明のとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めるとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第34条及び第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(全部改正〔平成10年条例26号〕)

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(一部改正〔平成10年条例26号・11年61号〕)

第6章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

(豊橋市簡易水道管理条例中改正条例)

2 豊橋市簡易水道管理条例(昭和31年豊橋市条例第24号)中、次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 簡易水道の給水装置及び給水については、豊橋市水道事業給水条例第2章及び第3章の規定を準用する。

第4条第1号中「給水条例第16条」を「豊橋市水道事業給水条例第24条」に改める。

第7条中「給水条例第28条から第30条まで」を「豊橋市水道事業給水条例第5章」に改める。

附 則 (昭和39年4月1日条例第43号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年12月26日条例第43号) 抄

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月30日条例第21号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の条例第24条の規定は、昭和43年5月分の料金から適用する。

附 則（昭和47年3月31日条例第19号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市水道事業給水条例第5条の規定により給水装置の新設等の申し込みをした者に係る分担金の徴収については、この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日条例第25号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例第24条及び第27条の規定は、同年5月分の料金から適用する。

附 則（昭和49年4月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日条例第26号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第34号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条及び第27条の規定は、同年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市水道事業給水条例第5条の規定により給水装置の新設等の申し込みをした者に係る加入金の徴収については、改正後の条例の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（昭和51年10月6日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第29号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例第6条第3項の規定は、施行日以後に給水装置の新設の申込みをした者に係るものから適用し、同日前に申込みをした者に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第17号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、昭和56年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、昭和59年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第24号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、平成元年6月分の料金（料金計算の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同年5月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（豊橋市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第40条の規定による改正後の豊橋市水道事業給水条例（次項において「改正

後の水道事業給水条例」という。)第24条第1項の規定は、平成9年6月分の料金(料金計算の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。)から適用し、同年5月分までの料金については、なお従前の例による。

- 2 改正後の水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月31日条例第26号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第61号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第63号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月19日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第22号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略)第6条の規定による改正前の豊橋市水道事業給水条例(中略)の規定に基づき、この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月12日条例第34号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（豊橋市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第4条の規定による改正後の豊橋市水道事業給水条例（次項において「改正後の水道事業給水条例」という。）第24条第1項の規定は、平成26年6月1日以後に行ったメーターの点検に基づく料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に基づく料金については、なお従前の例による。

2 改正後の水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日条例第14号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（豊橋市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第3条の規定による改正後の豊橋市水道事業給水条例（次項において「改正後の水道事業給水条例」という。）第24条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に行うべきメーターの点検に基づく料金から適用し、同日前に行った、又は行うべきであったメーターの点検に基づく料金については、なお従前の例による。

2 改正後の水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第14号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

○豊橋市水道事業給水条例施行規程

昭和34年 4 月 1 日

水道局規程第 1 号

改正 昭和38年 8 月 31日水道局規程第 5 号
昭和39年 4 月 1 日水道局規程第 2 号
昭和42年 1 月 1 日水道局規程第 8 号
昭和42年 7 月 1 日水道局規程第23号
昭和43年 3 月 30日水道局規程第 4 号
昭和44年 6 月 30日水道局規程第 5 号
昭和45年 3 月 31日水道局規程第 5 号
昭和46年 3 月 31日水道局規程第 2 号
昭和47年 4 月 1 日水道局規程第 8 号
昭和48年 3 月 31日水道局規程第 4 号
昭和49年 4 月 1 日水道局規程第 3 号
昭和50年 3 月 31日水道局規程第 2 号
昭和51年 3 月 31日水道局規程第 3 号
昭和51年10月 6 日水道局規程第 8 号
昭和52年 3 月 31日水道局規程第 4 号
昭和56年 3 月 31日水道局規程第 4 号
昭和57年 3 月 31日水道局規程第 1 号
昭和58年 7 月 30日水道局規程第 3 号
昭和59年 3 月 31日水道局規程第 4 号
昭和60年 3 月 30日水道局規程第 4 号
昭和61年 6 月 19日水道局規程第 5 号
昭和63年 3 月 31日水道局規程第 2 号
昭和63年 7 月 1 日水道局規程第 3 号
昭和63年12月 22日水道局規程第 6 号
平成元年 3 月 31日水道局規程第 3 号
平成 2 年 3 月 31日水道局規程第 3 号
平成 3 年 3 月 25日水道局規程第 1 号
平成 4 年 9 月 30日水道局規程第 8 号

平成5年3月31日水道局規程第4号
平成7年3月31日水道局規程第4号
平成8年3月29日水道局規程第5号
平成9年3月31日水道局規程第4号
平成9年12月22日水道局規程第7号
平成10年3月31日水道局規程第3号
平成10年9月22日水道局規程第7号
平成11年3月31日水道局規程第5号
平成12年8月31日水道局規程第6号
平成13年3月1日水道局規程第1号
平成13年4月1日上下水道局規程第15号
平成14年12月19日上下水道局規程第5号
平成16年3月31日上下水道局規程第1号
平成17年3月31日上下水道局規程第1号
平成18年3月31日上下水道局規程第1号
平成19年3月30日上下水道局規程第1号
平成21年3月31日上下水道局規程第4号
平成25年12月12日上下水道局規程第4号
平成26年11月1日上下水道局規程第8号
平成31年3月29日上下水道局規程第1号
令和2年12月25日上下水道局規程第13号

豊橋市水道事業給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、豊橋市水道事業給水条例（昭和33年豊橋市条例第19号。以下「条例」という。）第39条の規定により条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第5条の規定による給水装置工事の申込みの様式は、給水装置工事申込書・排水設備計画確認申請書（第1号様式）とする。ただし、修繕工事の申込みについては、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号・13年上下水道局規程15号〕)

(同意書等の提出)

第3条 条例第5条第2項及び第7条第3項の規定による同意書等の提出は次のとおりとする。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は土地所有者の承諾書

(2) 他の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の承諾書

(3) その他必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(承認工事)

第3条の2 条例第5条第1項の規定による給水装置の新設又は改造の申込み等に伴って配水管を布設する必要があるときは、管理者の承認を得て、当該申込者がこれを行うことができる。この場合において、当該配水管の布設工事(当該工事に伴う既設配水管への接続工事を含む。以下「承認工事」という。)は、管理者の指定する条例第7条第1項の指定給水装置工事業業者が施行しなければならない。

2 承認工事を施行する場合は、配水管を口径50ミリメートル以上のものとしなければならない。

3 承認工事の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

(追加〔平成11年水道局規程5号〕、一部改正〔平成13年水道局規程1号〕)

(配水管布設に要する費用等の負担)

第4条 条例第6条第2項の規定に基づき、給水装置の新設又は改造の申込者が負担する配水管布設に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 承認工事については、配水管布設に要する事務費に相当する額

(2) 承認工事以外の配水管の布設工事については、配水管布設に要する工事費に相当する額。ただし、当該額が次項の工事負担金の額に満たないときは、同項に規定する額

(3) 前2号の規定にかかわらず、簡易水道等の統合に伴う申込みに係る配水管布設に要する費用については、その都度管理者が定める額

2 条例第6条第3項の規定に基づき給水装置の新設の申込者が負担する工事負担金の額は、33,000円とする。

(全部改正〔昭和52年水道局規程4号〕、一部改正〔昭和56年水道局規程4号〕)

59年4号・平成元年3号・9年4号・10年3号・13年1号・25年上下水道局規程4号・31年1号]

(配水管布設に要する費用の算定等)

第5条 前条第1項第1号の配水管布設に要する事務費に相当する額は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 布設延長200メートルまでの部分

1メートルにつき1,000円

(2) 布設延長200メートルを超える部分

1メートルにつき500円

2 前条第1項第2号本文の配水管布設に要する工事費に相当する額は、次に掲げる経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、工事の都度管理者が算定する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 間接経費

(5) その他必要な経費

(6) 事務費

3 前項第6号の事務費の額は、同項第1号から第5号までの経費の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

区分	率
100万円以下の金額	100分の15
100万円を超え500万円以下の金額	100分の13
500万円を超え1,000万円以下の金額	100分の10
1,000万円を超える金額	100分の8

4 給水装置の新設又は改造の申込者は、前条及び前3項の規定により算定された配水管布設に要する費用等を管理者の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(追加〔昭和43年水道局規程4号〕、一部改正〔昭和56年水道局規程4号・平成元年3号・10年3号・11年5号・13年1号・25年上下水道局規程4号・31

年1号])

(承認工事への補助)

第5条の2 承認工事のうち、給水装置の新設又は改造の申込者が所有し、居住する専用住宅又は店舗付住宅用で、かつ、水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が20ミリメートル以下の給水装置に係るものについては、当該申込者に対し、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を管理者が補助するものとする。

(1) 布設延長100メートルまでの部分

舗装道路1メートルにつき9,000円

未舗装道路1メートルにつき4,000円

(2) 布設延長100メートルを超える部分

舗装道路1メートルにつき6,000円

未舗装道路1メートルにつき2,000円

(3) バルブ設置1か所につき40,000円

2 前項の規定による補助金の交付に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

(追加〔平成13年水道局規程1号〕、一部改正〔平成17年水道局規程1号・25年上下水道局規程4号・31年1号〕)

(工事費の算出方法)

第6条 条例第8条に規定する工事費の単価は毎年事業年度の初めにこれを定める。ただし著しく価格に変動を生じた場合は年度中途において改定することができる。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(工事申込みの取消し)

第7条 条例第9条に規定する工事費の概算額又は工事費分納の承認を受けたものが第1回分納額を指定期日後30日を経過しても納付しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(給水契約の申込み)

第8条 条例第13条の規定による給水契約の申込みの様式は、給水申込書（第2号様式）とする。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(給水装置の所有者の代理人届)

第9条 条例第14条の規定による代理人の届出の様式は、給水装置所有者代理人（変

更)届(第3号様式)とする。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(管理人届)

第10条 条例第15条の規定による管理人の届出の様式は、管理人(変更)届(第4号様式)とする。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(メーターの保管)

第11条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)は、メーターの点検又は修繕に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 水道利用者等がメーター及び附属器具を亡失し、又はき損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、メーターの点検に支障があると認めたときは、その位置を変更することができる。ただし、この場合これに要する費用は、水道利用者等の負担とする。

(全部改正〔平成9年水道局規程4号〕、一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(条例第18条の届出の様式)

第12条 条例第18条の規定による届出の様式は次のとおりとする。

(1) 水道の利用をやめるとき。

給水装置使用廃止届(第5号様式)

(2) 用途区分を変更するとき。

給水装置用途区分変更届(第6号様式)

(3) 給水装置所有者に変更があったとき。

給水装置所有者変更届(第7号様式)

(4) 代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

給水装置所有者代理人(変更)届(第3号様式)

(5) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

管理人(変更)届(第4号様式)

(6) 消火栓を使用するとき又は使用したとき。

消火栓使用届(第8号様式)

(7) 給水装置の利用戸数に異動があったとき。

給水装置共利用戸数異動届(第9号様式)

2 水道使用者等は、水道の使用者の氏名及び住所の変更並びに給水装置の使用の中止等簡易なものについては、口頭等で届け出ることとする。

(一部改正〔昭和50年水道局規程2号・51年3号・56年4号・63年2号・平成8年5号・10年3号〕)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第12条の2 条例第20条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(追加〔平成14年上下水道局規程5号〕、一部改正〔平成16年上下水道局規程1号〕)

(工事費等の納入通知書の様式)

第13条 工事費(修繕工事費を除く。)、工事負担金、加入金、給水装置工事手数料及び給水管接続手数料の納入通知書は第10号様式とし、修繕工事費の納入通知書は第11号様式とする。

(追加〔平成10年水道局規程3号〕)

(料金の徴収)

第14条 条例第23条の規定による料金は、納入通知書(第13号様式)による納付の方法により徴収する。

(全部改正〔平成4年水道局規程8号〕、一部改正〔平成7年水道局規程4号〕)

10年3号・26年上下水道局規程8号〕)

(料金の適用基準)

第15条 条例第24条第2項に規定する用途区分の適用基準は、次のとおりとする。

(1) 一般用

臨時用及び私設消火栓用以外に使用するもの

(2) 臨時用

建設工事及び興行等短期間臨時に使用するもの

(3) 私設消火栓用

法人又は私人が敷地内に設置したもので火災の場合以外に使用するもの

(全部改正〔昭和51年水道局規程3号〕、一部改正〔昭和56年水道局規程4号・平成10年3号〕)

(使用水量の計量)

第16条 条例第25条の規定によるメーターの点検において使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月に繰り越して計算する。

2 条例第25条第1項後段に定める使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、その端数は前の月分に含めるものとする。

3 月の中途において水道の使用をやめた場合の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(一部改正〔昭和49年水道局規程3号・平成10年3号〕)

(使用水量の認定基準)

第17条 条例第26条の規定による使用水量の認定は次のとおりとする。

(1) メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量及び前年同期における使用水量等を基礎として、異状があった期間の使用水量を認定する。

(2) 水道使用者等の不在その他やむを得ない理由のためメーターの点検が不能のときは、前2月又は前年同期における使用水量を考慮して認定する。

(3) 私設消火栓を条例第19条による場合のほか、無断使用したときは条例第38条に該当する行為とみなし、その使用水量は実情を考慮し認定する。

(一部改正〔昭和52年水道局規程4号・平成10年3号〕)

(料金等の督促)

第18条 条例第30条の規定により発する督促状は、第17号様式によるものとする。

2 料金、工事費等の滞納については期日を定めて督促状を発するものとする。

(一部改正〔昭和46年水道局規程2号・51年3号・56年4号・平成10年3号〕)

(料金、加入金及び手数料等の減免)

第19条 条例第32条の規定により料金、加入金及び手数料等の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 料金、加入金及び手数料等の額を減免する場合の軽減の額は、その都度管理者が定める。

(一部改正〔昭和43年水道局規程4号・51年3号・平成10年3号〕)

(措置指示)

第20条 条例第33条の規定による措置指示は、管理義務違反の給水装置に関する指示書(第18号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(一部改正〔昭和56年水道局規程4号・平成10年3号〕)

(給水の停止処分)

第21条 条例第34条又は第35条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめこれを使用者等に通知するものとする。

(一部改正〔平成10年水道局規程3号〕)

(標識の掲示)

第22条 給水装置の使用者は、管理者が交付する標識(第19号様式)を門戸又は見やすい箇所に掲示しなければならない。

(一部改正〔昭和56年水道局規程4号・平成10年3号〕)

(身分証明書の携帯)

第23条 給水装置の検査及びメーターの点検、水道料金の集金等に従事する職員は、その身分を証明する証票(第20号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(一部改正〔昭和56年水道局規程4号・平成10年3号〕)

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 豊橋市水道給水条例施行細則(昭和24年豊橋市告示第51号)は、廃止する。

附 則(昭和38年8月31日水道局規程第5号)

この規程は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則(昭和39年4月1日水道局規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年 1 月 1 日水道局規程第 8 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年 7 月 1 日水道局規程第23号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年 3 月30日水道局規程第 4 号）

この規程は、昭和43年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表は、昭和43年 5 月分の料金算定から適用する。

附 則（昭和44年 6 月30日水道局規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和45年 3 月31日水道局規程第 5 号）

この規程は、昭和45年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月31日水道局規程第 2 号）

- 1 この規程は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程により発行された集金令書、納入通知書及び督促状は、この規程による改正後の規程の規定に基づいて発行された納入通知書及び督促状とみなす。

附 則（昭和47年 4 月 1 日水道局規程第 8 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月31日水道局規程第 4 号）

- 1 この規程は、昭和48年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第15号様式、第16号様式及び別表は、同年 5 月分の料金から適用する。
- 2 この規程の施行日前に改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定第13号様式、第14号様式ア及びイにより交付した納入通知書は、改正後の規程に基づいて調整したものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の規程の規定に基づいて調整されている様式については、この規程による改正後の規程にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（昭和49年 4 月 1 日水道局規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日水道局規程第2号）

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により、すでに調整されている様式については、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（昭和51年3月31日水道局規程第3号）

- 1 この規程は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第17条の規定は、同年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）に係るものから適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により、すでに調整されている様式については、この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（昭和51年10月6日水道局規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日水道局規程第4号）

- 1 この規程は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の第5条の2の規定は、施行日以後の申込みのものについて適用し、施行日前の申込みのものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日水道局規程第4号）

- 1 この規程は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第5条の2の規定は、施行日以後の申込みに係る工事の負担金から適用し、施行日前の申込みに係る工事の負担金については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により、既に調製されている第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第9号様式については、この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（昭和57年3月31日水道局規程第1号）

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により、既に調整されている第5号様式、第17号様式、第19号様式、第20号様式及び第23号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（昭和58年7月30日水道局規程第3号）

- 1 この規程は、昭和58年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第13号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和59年3月31日水道局規程第4号）

- 1 この規程は、昭和59年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第5条の2の規定は、施行日以後の申込みに係る工事の負担金から適用し、施行日前の申込みに係る工事の負担金については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により調製されている第1号様式及び第15号様式から第19号様式までについては、この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。
- 4 この規程の施行日前に改正前の規程の規定により発行された納入通知書は、改正後の規程の規定により発行された納入通知書とみなす。

附 則（昭和60年3月30日水道局規程第4号）

- 1 この規程は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により調製されている第15号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。
- 3 この規程の施行日前に改正前の規程の規定により発行された納入通知書は、改正後の規程の規定により発行された納入通知書とみなす。

附 則（昭和61年6月19日水道局規程第5号）

- 1 この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第13号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間使用できる。

附 則（昭和63年3月31日水道局規程第2号）

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程により調製されている第8号様式及び第10号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間使用できる。

附 則（昭和63年7月1日水道局規程第3号）

- 1 この規程は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第13号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（昭和63年12月22日水道局規程第6号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、土曜日に係る改正部分は、昭和64年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第13号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成元年3月31日水道局規程第3号）

- 1 この規程は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第5条の2の規定は、施行日以後の申込みに係る工事負担金から適用し、施行日前の申込みに係る工事負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第5条の3の規定は、施行日以後の申込みに係る配水管工事費から適用し、施行日前の申込みに係る配水管工事費については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月31日水道局規程第3号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第1号様式については、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 3 年 3 月 25 日水道局規程第 1 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第 1 号様式、第 3 号様式から第 16 号様式まで、第 18 号様式、第 18 号様式の 2 及び第 21 号様式は、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 4 年 9 月 30 日水道局規程第 8 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第 5 号様式から第 14 号様式まで及び第 16 号様式から第 20 号様式までの様式は、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用できるものとする。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日水道局規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により調製されている第 1 号様式は、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日水道局規程第 4 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日水道局規程第 5 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日水道局規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第 5 条の 2 の規定は、施行日以後の申込みに係る工事費及び工事負担金から適用し、施行日以前の申込みに係る工事費及び工事負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第 5 条の 3 の規定は、施行日以後の申込みに係る配水管工事費から適用し、施行日以前の申込みに係る配水管工事費については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 12 月 22 日水道局規程第 7 号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程

の規定により作成されている第5号様式、第13号様式、第14号様式、第17号様式、第17号様式の2、第18号様式、第18号様式の2及び第20号様式は、この規程による改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、平成10年2月1日までこれを使用することができる。

附 則（平成10年3月31日水道局規程第3号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により作成されている第5号様式は、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 改正前の規程の規定により発行された納入通知書は、改正後の規程の規定により発行された納入通知書とみなす。

附 則（平成10年9月22日水道局規程第7号）

- 1 この規程は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された納入通知書及び督促状は、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された納入通知書及び督促状とみなす。

附 則（平成11年3月31日水道局規程第5号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月31日水道局規程第6号）

- 1 この規程は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された督促状は、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された督促状とみなす。

附 則（平成13年3月1日水道局規程第1号）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2第1項の規定により行う承認工事に係る承認申請は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則（平成13年4月1日上下水道局規程第15号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき行われた手続その他の行為は、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定に基

づき行われたものとみなす。

附 則（平成14年12月19日上下水道局規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日上下水道局規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日上下水道局規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の2第1項第3号の規定は、この規程の施行の日以後の申込みに係る承認工事への補助から適用し、同日前の申込みに係る承認工事への補助については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日上下水道局規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された納入通知書は、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された納入通知書とみなす。

附 則（平成19年3月30日上下水道局規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日上下水道局規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の各規程の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成25年12月12日上下水道局規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の新設の工事費から適用し、同日前の申込みに係る給水装置の新設の工事費については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る配水管布設に要する費用から適用し、同日前の申込みに係る配水管布設に要する費用については、なお従前の例による。

4 改正後の第5条の2第1項の規定は、施行日以後に完了した承認工事への補助から適用し、同日前に完了した承認工事への補助については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月1日上下水道局規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された納入通知書及び督促状は、改正後の豊橋市水道事業給水条例施行規程の規定により発行された納入通知書及び督促状とみなす。

附 則（平成31年3月29日上下水道局規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の新設の工事費から適用し、同日前の申込みに係る給水装置の新設の工事費については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る配水管布設に要する費用から適用し、同日前の申込みに係る配水管布設に要する費用については、なお従前の例による。

4 改正後の第5条の2第1項の規定は、施行日以後に完了した承認工事への補助から適用し、同日前に完了した承認工事への補助については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日上下水道局規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の各規程の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規程の規定による様式とみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

第1号様式 (第2条関係)

給水受付番号	第	号	処理区 (合流・分流)	給水装置番号	第	号
排水承認番号	第	号		排水設備番号	第	号
<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 ・ <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 年 月 日 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様 申込者・申請者 住 所 (フリガナ) 氏 名 豊橋市水道事業給水条例第5条第1項の規定により申し込みます。 豊橋市下水道条例第6条の規定により申請します。						
設置場所	コード番号	豊橋市				
工事種類(給水)	新設(準備・仮給水)・改造(準備・増径・減径・位置変更)・撤去			用途区分	一般・臨時	
申込者住所 コード番号	給水装置所有者氏名			業 種	[]	
工事種別(排水)	新設・切替(浄化槽・くみ取り)・準備・増設・改築・仮設・撤去			容量	0	
建築確認	第	号	排水面積	m ²	阻集器の種類	
排水設置 義務者	コード番号	住所	電話	()	フリガナ	氏 名
補助金制度	水洗便所改造資金融資あっせん申請		有・無	浄化槽雨水貯留施設転用補助金申請	有・無	
所有者承認欄(申込者・給水装置所有者又は申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)						
家屋	住所				氏 名	
土地	住所				氏 名	
委 任 状 上記給水装置工事・排水設備工事の施行に関することを、下記の者に委任します。 年 月 日 委任者 委 任 代 理 人 事業者番号第 号 指定給水装置工事事業者名 指定給水装置工事主任技術者氏名 工事店番号第 号 排水設備指定工事店名 排水設備工事責任技術者氏名						
公道分移管承諾書 私負担の公道に属する給水装置・排水設備を、工事完成後直ちに無償で市に譲渡することを承諾します。 年 月 日 申込者・申請者						
分岐承諾書 私所有の給水装置(給水装置番号 第 号)から分岐することを承諾します。 年 月 日 所有者						
給水方式	直結直圧式・受水槽式		直結直圧式の最高給水高さ	m	受水槽有効容量	m ³
口径	給水管	mm	メーター	mm	井戸区分	有・無
			下水接続	有・無	流量計	時間計
認定						

第2号様式（第8条関係）

給 水 申 込 書											
								年 月 日			
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様											
〒											
申 込 者 住 所											
(アパート名					棟 号)						
(フリガナ)											
氏 名											
電 話 () -											
豊橋市水道事業給水条例第13条の規定により申し込みます。											
給水装置設置場所											
ア パ ー ト 名		棟 号			アパートコード						
フリガナ		使用者宛名コード									
水道使用者氏名											
電 話 番 号											
水道料金等請求先											
〒											
町字コード											
フリガナ		請求先宛名コード									
請求先氏名											
電 話 番 号											
指定給水装置工事事業者名				コード番号	担当者氏名						
申 込 区 分											
1新設 2準備工事中開栓 3増径 (mm→ mm) 4減径 (mm→ mm) 5閉栓中開栓 6口径変更を伴う閉栓中開栓 (mm→ mm) 7位置変更(住所) 8メーター位置変更(敷地内)											
給水装置番号		用途区分			給水人口			人			
開栓(変更)年月日		年月日	業種区分		共用戸数			戸			
止水栓位置		02手前・04前後	受水槽		0無・1有			m ³ 口径 mm			
受付番号 (旧設置場所)		()			メーター 撤去		有・無		閉栓年月日		
下水有無		排水設備番号			井戸		有・無				
出庫区分				処理区		便器数		大 個		小 個 兼 個	
1水道メーター出庫(下水敷地内処理) 2下水道処理区域外 3水道メーター出庫 4その他()											
メーター		種別	口径	メーター番号	改造	取付(取外)指針		検満(取外)日			
設 置				-							
撤 去				-							
送付区分		通知区分		メーター位置			口径期間				
検針番号		-			期 間						
備 考											

第3号様式（第9条、第12条関係）

給水装置所有者代理人（変更）届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

給水装置所有者 住 所
氏 名

次のとおり代理人を選定（変更）したので届けます。

給水装置設置場所	豊橋市	
給水装置の種類	一 般 ・ 私設消火栓	
給水装置番号 (お客様番号)	第 号	
代 理 人	住 所	
	氏 名	
備 考		

第4号様式（第10条、第12条関係）

管 理 人 （ 変 更 ） 届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

給水装置使用者 氏 名
(連 名)

次のとおり管理人を選定（変更）したので届けます。

給水装置設置場所	豊橋市	
給水装置所有者氏名		
給水装置番号 (お客様番号)	第 号	
管 理 人	住 所	
	氏 名	
備 考		

第5号様式（第12条関係）

給水装置使用廃止届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

給水装置使用者 住 所
氏 名

次のとおり給水装置の使用を廃止したいので届けます。

給水装置設置場所	豊橋市		
給水装置番号 (お客様番号)	第	号	
精 算 先			
理 由			
メ ー タ ー 指	廃止年月日		備 考
	口径及び種別		
	番 号		
	指 針		

第6号様式（第12条関係）

給水装置用途区分変更届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

給水装置使用者 住 所
氏 名

次のとおり給水装置の用途区分を変更したいので届けます。

給水装置設置場所	豊橋市	
給水装置の種類	一 般 ・ 私設消火栓	
給水装置番号 (お客様番号)	第 号	
用途区分変更	新	
	旧	
変更年月日		
変更理由		
備 考		

第7号様式（第12条関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

新給水装置所有者 住 所
 (フリガナ)
 氏 名
 電 話

次のとおり給水装置所有者を変更したので届けます。

給水装置番号 (お客様番号)	第 号				
給水装置設置場所	豊橋市				
旧給水装置所有者氏名					
変 更 理 由					
届 出 人 氏 名					
備 考					
変更年月日		受付者		台帳入力年月日	

第8号様式（第12条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

消火栓使用者 住 所
氏 名

豊橋市水道事業給水条例第18条の規定により次のとおり届けます。

消火栓設置場所	豊橋市		
消火栓名及び 給水装置番号	給水装置番号 第 号		
消火栓の種類	封 かん ・ メーター付き		
使用年月日	年 月 日	時 分 時 分	から まで
使用区分	消火 ・ 演習 ・ その他		
再封かん年月日	年 月 日	係 員	
備 考			

第9号様式（第12条関係）

給水装置共用戸数異動届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

異動した使用者 氏 名

管 理 人 氏 名

次のとおり給水装置の共用戸数に異動がありましたので届けます。

給水装置設置場所	豊橋市	
給水装置番号 (お客様番号)	第 号	
給水装置使用者の異動	増	戸 氏名
	減	戸 氏名
異動後の合計戸数	戸	
備 考		

第10号様式（第13条関係）

<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 納入通知書兼領収書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;"> 球 </div> <p style="text-align: center;">納入期限 年 月 日</p> <p>設置場所</p> <p>右記の金額を豊橋市上下水道局取扱金納機用又は上下水道局に納入してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 印</p> <p>※領収印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。</p>	<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 納入書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>収 入 科 目</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>収 入 目 的</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>全 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定事業者</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年 度	通知書番号	年 度	通知書番号	収 入 科 目	通知書番号	収 入 目 的	通知書番号	全 額	円	内	円	訳	円	指定事業者	円	<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 領収済通知書 (水)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年 度</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>収 入 科 目</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>全 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり納入します。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年 度	通知書番号	年 度	通知書番号	収 入 科 目	通知書番号	全 額	円	納入期限	年 月 日
年 度	通知書番号																											
年 度	通知書番号																											
収 入 科 目	通知書番号																											
収 入 目 的	通知書番号																											
全 額	円																											
内	円																											
訳	円																											
指定事業者	円																											
年 度	通知書番号																											
年 度	通知書番号																											
収 入 科 目	通知書番号																											
全 額	円																											
納入期限	年 月 日																											

第11号様式 (第13条関係)

<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 給水修繕工事費納入通知書兼領収書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>調定年度</td><td>年度</td></tr> <tr><td>調定番号</td><td></td></tr> <tr><td>調定年月期</td><td>年 月 期</td></tr> <tr><td>工事完了年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>修繕箇所</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料</td><td></td></tr> <tr><td>金額</td><td>円</td></tr> </table> <p>修繕箇所</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <p>納入期限 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">上記の金額を豊橋市上下水道局収金課機関 又は上下水道局に納入してください。</p> <p style="text-align: right;">豊橋市水道事業及び 下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	調定年度	年度	調定番号		調定年月期	年 月 期	工事完了年月日	年 月 日	修繕箇所		使用材料		金額	円	<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 給水修繕工事費納入書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>調定年度</td><td>年度</td></tr> <tr><td>調定番号</td><td></td></tr> <tr><td>調定年月期</td><td>年 月 期</td></tr> <tr><td>金額</td><td>円</td></tr> <tr><td>納入期限</td><td>年 月 日</td></tr> </table> <p>納入期限</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	調定年度	年度	調定番号		調定年月期	年 月 期	金額	円	納入期限	年 月 日	<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 給水修繕工事費領収済通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納付</td><td>仕票</td><td>調定番号</td><td>円</td></tr> <tr><td>調定年月期</td><td>納入日</td><td>金額</td><td>円</td></tr> <tr><td>修繕箇所</td><td>月 期</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>金額</td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>納入期限</td><td>年 月 日</td><td></td><td>円</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	納付	仕票	調定番号	円	調定年月期	納入日	金額	円	修繕箇所	月 期		円	金額	円		円	納入期限	年 月 日		円
調定年度	年度																																													
調定番号																																														
調定年月期	年 月 期																																													
工事完了年月日	年 月 日																																													
修繕箇所																																														
使用材料																																														
金額	円																																													
調定年度	年度																																													
調定番号																																														
調定年月期	年 月 期																																													
金額	円																																													
納入期限	年 月 日																																													
納付	仕票	調定番号	円																																											
調定年月期	納入日	金額	円																																											
修繕箇所	月 期		円																																											
金額	円		円																																											
納入期限	年 月 日		円																																											

第13号様式 (第14条関係)

<p style="text-align: center;">水道料金及び下水道使用料 納入通知書 在中</p> <p>お客様番号</p> <p>豊橋市上下水道局 〒 愛知県豊橋市牛川町字下田29番地の1 TEL () -</p>	<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 水道料金及び下水道使用料領収済通知書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種目</td> <td>年度</td> <td>発行管理番号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>期</td> <td>水道料金</td> <td>区分</td> <td>CD1</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記の欄にバーコードが印刷されている場合は、指定のコピーで納入できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お客様番号</td> <td></td> <td>納入期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>測定年月期</td> <td>年 月 期</td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。 豊橋市上下水道局企業出納員様 <豊橋市上下水道局/本課保管></p>	種目	年度	発行管理番号	年	月	期	水道料金	区分	CD1	下水道使用料																											お客様番号		納入期限	年 月 日	測定年月期	年 月 期	領収日付印		水道料金	円			下水道使用料	円			合計金額	円			<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 水道料金及び 下水道使用料 納入書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>豊橋市上下水道局 水道料金及び下水道使用料 納入通知書兼領収書</p> <p>下記の金額を納入期限までに納入してください。</p> <p>年 月 日 豊橋市水道事業及び下 水道事業管理者</p> <p>種 種分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お客様番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定年月期</td> <td>年 月 期</td> </tr> <tr> <td>検計日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用・雑出量 (m³)</td> <td>料金等 (円)</td> </tr> <tr> <td>上水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり納入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納入期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり領収しました。 添額印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。</p> <p><金銀機関/店舗保管> <お客様控></p>	お客様番号		測定年月期	年 月 期	検計日	年 月 日	使用・雑出量 (m ³)	料金等 (円)	上水		下水		合計金額		納入期限	年 月 日	領収日付印	
種目	年度	発行管理番号	年	月	期	水道料金	区分	CD1																																																																				
下水道使用料																																																																												
お客様番号		納入期限	年 月 日																																																																									
測定年月期	年 月 期	領収日付印																																																																										
水道料金	円																																																																											
下水道使用料	円																																																																											
合計金額	円																																																																											
お客様番号																																																																												
測定年月期	年 月 期																																																																											
検計日	年 月 日																																																																											
使用・雑出量 (m ³)	料金等 (円)																																																																											
上水																																																																												
下水																																																																												
合計金額																																																																												
納入期限	年 月 日																																																																											
領収日付印																																																																												

第17号様式 (第18条関係)

<p style="text-align: center;">水道料金及び下水道使用料 納入通知書 在 中</p> <p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 〒 愛知県豊橋市牛久保字下モ田29番地の1 TEL () —</p>	<p style="text-align: center;">豊橋市上下水道局 水道料金及び下水道使用料徴収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">種目年度</td> <td style="width: 15%;">発行管理番号</td> <td style="width: 15%;">年月期</td> <td style="width: 15%;">水道料金 区会別</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>宛名番号</td> <td>合計金額</td> <td>02</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記の欄にバーコードが印刷されている場合は、指定のコンビニで納入できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">測定年月期</td> <td style="width: 15%;">年 月 期</td> <td style="width: 15%;">納 入 指 定 期 限</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納収しましたので通知します。 豊橋市上下水道局企業出納員様 <豊橋市上下水道局/本部保管></p>	種目年度	発行管理番号	年月期	水道料金 区会別									下水道使用料	宛名番号	合計金額	02									測定年月期	年 月 期	納 入 指 定 期 限	年 月 日													合計金額				<p style="font-size: small;">豊橋市上下水道局 水道料金及び下水道使用料納入者 (保証)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">測定年月期</td> <td style="width: 15%;">年 月 期</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 入 指 定 期 限</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">徴収日付印</p> <p style="font-size: small;"><金融機関/店舗保管></p>	測定年月期	年 月 期					合計金額		納 入 指 定 期 限	年 月 日			<p style="font-size: small;">豊橋市上下水道局 水道料金及び下水道使用料 督促状</p> <p style="font-size: x-small;">下記の水道料金及び下水道使用料が納入期限までに納付されていませんので、早急本状ご持参のうえ指定のお取扱店に納入してください。 なお、本状がお手元に届きます前にお支払い済の場合は、行き違いにつき、ご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">測定年月期</td> <td style="width: 15%;">年 月 期</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納収しました。</p> <p style="font-size: x-small;">※徴収印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。</p> <p style="text-align: center;">徴収日付印</p> <p style="font-size: small;"><お客様></p>	測定年月期	年 月 期					合計金額	
種目年度	発行管理番号	年月期	水道料金 区会別																																																																
下水道使用料	宛名番号	合計金額	02																																																																
測定年月期	年 月 期	納 入 指 定 期 限	年 月 日																																																																
合計金額																																																																			
測定年月期	年 月 期																																																																		
合計金額																																																																			
納 入 指 定 期 限	年 月 日																																																																		
測定年月期	年 月 期																																																																		
合計金額																																																																			

第18号様式（第20条関係）

豊橋市上下水道局指令第 号

管理義務違反の給水装置に関する指示書

給水装置の設置場所

給水装置の所有者氏名

又は

給水装置の使用者氏名

豊橋市水道事業給水条例第33条の規定に基づき下記のとおり指示します。

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

様

記

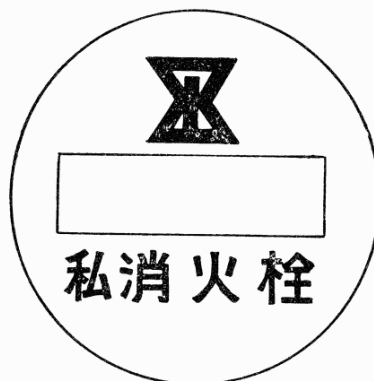
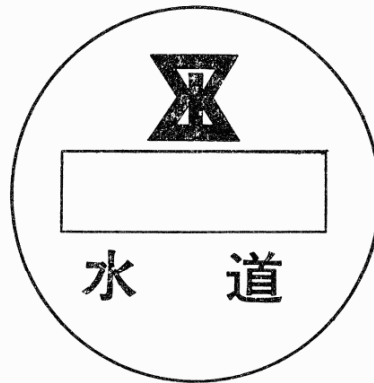
1 指示事項

第19号様式 (第22条関係)

材 料 アルミニウム製又はアルミ箔製

地 色 青 色

径 5センチメートル



第20号様式（第23条関係）

（表面）

No. _____	
身 分 証 明 書	
写 真	契 印
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、豊橋市上下水道局職員であることを証明する。	
年 月 日 発行	
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者	
㊟	

（裏面）

1 この証明書は、常に携帯すること。
2 紛失したときは、直ちに管理者に届け出ること。
3 退職したときは、必ず管理者に返納すること。
4 この証明書は、他人に貸与しないこと。
5 この証明書の有効期間は、発行の日から5年とする。

○豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月31日

水道局規程第5号

改正 平成12年3月31日水道局規程第5号

平成13年4月1日上下水道局規程第17号

平成14年3月29日上下水道局規程第2号

平成17年3月31日上下水道局規程第3号

平成24年6月29日上下水道局規程第6号

令和元年6月27日上下水道局規程第2号

令和元年9月13日上下水道局規程第3号

令和2年12月25日上下水道局規程第13号

豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

(題名改正〔平成13年上下水道局規程17号〕)

豊橋市水道局指定工事店規程(昭和51年豊橋市水道局規程第10号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等(第4条—第10条)

第3章 給水装置工事主任技術者(第11条・第12条)

第4章 指定給水装置工事事業者の義務(第13条—第18条)

第5章 雑則(第19条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、豊橋市水道事業給水条例(昭和33年豊橋市条例第19号。以下「条例」という。)第39条の規定に基づき、豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(一部改正〔平成13年上下水道局規程17号〕)

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

(1) 給水装置 需要者に水を供給するために豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

(3) 主任技術者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の4第1項の規定により指定事業者が選任した給水装置工事主任技術者をいう。

（一部改正〔平成13年上下水道局規程17号〕）

（業務処理の原則）

第3条 指定事業者は、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、省令、条例及び条例の関係規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第4条 法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 条例第2条の給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定により事業所ごとに選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書（様式第2）

(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその

住民票の写し

(一部改正〔平成12年水道局規程5号・17年3号・24年上下水道局規程6号・令和元年3号〕)

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をするものとする。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(一部改正〔平成12年水道局規程5号・令和元年上下水道局規程3号〕)

(指定の更新)

第5条の2 法第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされ

ないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(追加〔令和元年上下水道局規程3号〕)

(指定事業者証の交付等)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定及び前条第1項の指定の更新を行ったときは、速やかに指定事業者に豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者証(様式第3。以下「指定事業者証」という。)を交付する。

2 指定事業者は、前条第1項の規定により指定の更新を受けたときは、更新前の指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

3 指定事業者は、次条の規定により事業の廃止を届け出たとき又は第8条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

4 指定事業者は、次条の規定により事業の休止を届け出たとき又は第9条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出しなければならない。

5 指定事業者は、指定事業者証を汚損し、又は紛失したときは、管理者に指定事業者証の再交付を申請することができる。

(一部改正〔平成13年上下水道局規程17号・令和元年3号〕)

(変更等の届出)

第7条 指定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4)に次の書類を添えて管

理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書(様式第2)及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5)を管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成12年水道局規程5号・17年3号・24年上下水道局規程6号〕)

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第12条各項の規定に違反したとき。

(5) 第13条に規定する給水装置工事事業者の運営に関する基準に従った適正な工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第18条の規定する管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(一部改正〔令和元年上下水道局規程3号〕)

(指定の停止)

第9条 指定事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、管理者は指定事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 管理者は、次に掲げるときは、その都度告示する。

- (1) 第4条第1項の規定により指定事業者を指定したとき。
 - (2) 第5条の2第1項の規定により指定事業者の指定を更新したとき。
 - (3) 第7条の規定により指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
 - (4) 第8条の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。
 - (5) 前条の規定により指定事業者の指定の効力を停止したとき。
- (一部改正〔令和元年上下水道局規程3号〕)

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に規定する工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(一部改正〔平成14年上下水道局規程2号・令和元年3号〕)

(主任技術者の選任等)

第12条 指定事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技

術者選任・解任届出書（様式第6）により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- 4 指定事業者は、主任技術者の選任に当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

（事業の運営に関する基準）

第13条 指定事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （1） 給水装置工事ごとに、前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- （2） 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- （3） 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- （4） 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- （5） 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- （6） 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(一部改正〔平成14年上下水道局規程2号・令和元年3号〕)

(設計審査)

第14条 指定事業者は、条例第7条第2項の設計審査を受けるため、設計審査申請書(様式第7)に次に掲げる関係書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 給水装置工事設計図面
- (2) 使用材料一覧表(様式第8)
- (3) 道路占用に必要とする書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(工事現場の表示)

第15条 指定事業者は、給水装置工事を施行するときは、工事現場に指定事業者の名称等を記載した標識を掲示しなければならない。

(工事検査)

第16条 指定事業者は、条例第7条第2項の工事検査を受けるため、工事完了後速やかに工事しゅん工検査申請書(様式第9)により管理者に申請しなければならない。

2 指定事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第17条 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該指定事業者に対し、当該給水装置に係る給水装置工事に関し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 指定事業者は、施行した給水装置工事のうち修繕に係るものについて、その施行状況を1月ごとに取りまとめ、翌月の5日までに管理者に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、管理者は指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第19条 管理者は、指定事業者のうち水道事業の発展に貢献し、その功績が顕著なもの及び他の指定事業者の模範となるべき篤行があると認められるものを表彰することができる。

(審査委員会の設置)

第20条 管理者は、次に掲げる事項に関し、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定事業者審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 第8条の規定による指定の取消し
- (2) 第9条の規定による指定の停止
- (3) 前条の規定による表彰

2 指定事業者審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成13年上下水道局規程17号〕)

(講習会)

第21条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(指定工事店及び簡易修繕指定工事店に対する経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の豊橋市水道局指定工事店規程（以下「改正前の規程」という。）により認可を受けている豊橋市水道局指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び豊橋市水道局簡易修繕指定工事店（以下「簡易修繕指定工事店」という。）については、施行日か

ら平成10年6月30日（次項の規定による届出があったときは、その届出があったとき）までの間は、第4条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 指定工事店及び簡易修繕指定工事店が、平成10年6月30日までに、管理者が別に定める届出書に次に掲げる事項を記載し、管理者に届け出たときは、第4条第1項の指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法人にあっては、役員の氏名

(3) 事業の範囲

(4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録済証明書を添えなければならない。

4 第2項の規定による届出を行う指定工事店及び簡易修繕指定工事店は、届出の際改正前の規程により交付を受けた豊橋市水道局指定工事店証又は豊橋市水道局簡易修繕指定工事店証を管理者に返納しなければならない。

5 管理者は、第2項の規定による届出の受理後、速やかに指定事業者証を交付する。

6 第2項の規定により第4条第1項の指定を受けた者とみなされた者についてのこの規程の適用については、施行日から平成11年3月31日までの間、第8条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」と、第9条中「前条各号」とあるのは「前条第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、第11条第1項中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又はこの規程による改正前の豊橋市水道局指定工事店規程による責任技術者（同規程により認可を受けている豊橋市水道局簡易修繕指定工事店が責任技術者を有しない場合にあっては、同規程による配管工）若しくは責任技術者としての登録資格を有する者（以下これらを「主任技術者等」という。）」と、第11条第2項、第13条第1号、第4号及び第6号並びに第17条中「主任技術者」とあるのは「主任技術者等」とする。

7 第2項の規定により第4条第1項の指定を受けた者とみなされた簡易修繕指定工事店についてのこの規程の適用については、施行日から平成11年3月31日（第12条第3項の規定による主任技術者を選任する届出があったときは、その届出があったとき）までの間、第2条第2号中「給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第13条に規定する給水装置の

軽微な変更を除く。)又は撤去の工事」とあるのは「給水装置の修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)の工事」とする。

(責任技術者等に対する経過措置)

第3条 施行日の前日において次に掲げる者は、水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項の地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者(給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。)の資格を有する者に当たるとみなす。

(1) 改正前の規程による責任技術者

(2) 改正前の規程による責任技術者としての登録資格を有する者

(改正前の規程による保証金の返還)

第4条 この規程の施行の際、改正前の規程第18条第1項本文又は同条第2項の規定により保証金を納付している者で、同条第1項ただし書の規定により組合が納付する保証金をもって保証金の納付に代えている者以外のものについては、平成10年5月1日までにこれを返還するものとする。

附 則 (平成12年3月31日水道局規程第5号)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年4月1日上下水道局規程第17号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の豊橋市水道局指定給水装置工事事業者規程の規定に基づき指定給水装置工事事業者の指定を受けている者は、改正後の豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の規定に基づき指定給水装置工事事業者の指定を受けた者とみなす。

附 則 (平成14年3月29日上下水道局規程第2号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日上下水道局規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日上下水道局規程第6号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年6月27日上下水道局規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の各規程の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年9月13日上下水道局規程第3号）

この規程中第4条第3項第1号、第5条及び様式第2の改正規定は令和元年9月14日から、その他の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日上下水道局規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の各規程の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規程の規定による様式とみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1（第4条関係）

（表 面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フ 氏	リ ガ ナ 名
事 業 の 範 囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2（第4条、第7条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3 (第6条関係)

豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者証

指 定 番 号 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

有効期限 年 月 日

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

印

様式第4（第7条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5（第7条関係）

廃止
指定給水装置工事事業者休止届出書
再開

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の休止の届出をします。
廃止
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6（第12条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7（第14条関係）

設 計 審 査 申 請 書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

次のとおり給水装置工事の設計審査を申請します。

給 水 装 置 設 置 場 所	
工 事 申 込 者 氏 名	
工 事 の 種 類	
給水装置の種類及び番号	一 般 第 号 私設消火栓
受 付 番 号	
メ ー タ ー 口 径	mm
備 考	

様式第9（第16条関係）

工事しゅん工検査申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

次のとおり給水装置工事のしゅん工検査を申請します。

しゅん工年月日	
給水装置設置場所	
工事申込者氏名	
工事の種類	
給水装置の種類及び番号	一 般 第 号 私設消火栓
受付番号	
入居の有無	有 ・ 無
備 考	

豊橋市上下水道局 3 階直結直圧給水に関する特例基準

豊橋市上下水道局給水装置設計、施工等に関する規程第 6 条の給水方式に関して、同規程第 22 条の工事施行上の特例に基づき、以下のように特例基準を定める。

(目的)

第 1 条 この特例基準は、3 階建ての建築物において、受水槽を設置することなく配水管の水圧を利用した直結直圧給水（以下「3 階直圧給水」という。）を行うことができる範囲を拡大することにより、安全かつ衛生的な水の供給を図ることを目的とする。

(協議等)

第 2 条 3 階直圧給水を希望する者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申込前に 3 階直結直圧給水協議書（様式 1）（以下「協議書」という。）に必要書類を添付して水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議しなければならない。

2 申込者は、設計着手以前に本特例基準に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行わなければならない。また、協議書作成以前に、当該申請地における配水管口径及び設計水圧等を把握しなければならない。

3 第 1 項の規定による協議は、豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）を通じて行うものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申込箇所の案内図
- (2) 申込箇所の標高が確認できる書類
- (3) 給水装置工事設計図面
- (4) 水理計算書（申込箇所における設計水圧は、別表 1 に示す配水区域毎に設定された最小動水圧とする）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

4 管理者は、協議結果を 3 階直結直圧給水協議回答書（様式 2）（以下「回答書」という。）により申込者に回答するものとする。

5 指定事業者は給水装置工事申込書（以下「申込書」という。）に回答書の写しを添付すること。

(誓約書等)

第 3 条 申込者は、誓約書（様式 3）に記載されている項目の内容について承諾した上で必要事項を記入し押印するものとする。指定事業者は、申込書に誓約書を添付すること。

(実施条件)

第 4 条 対象建物は、3 階建ての建築物とし、種別は次のとおりとする。ただし、建築物の階数が 3 階を超える場合でも給水装置を 4 階以上に設けない時は、対象とすることができる。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て小規模店舗併用住宅
- (3) その他管理者が給水可能と認めるもの

2 配水管の給水分岐は、近隣の給水に及ぼす影響を考慮し、給水管口径を配水管口径未満の口径とする。

- 3 分岐する配水管の最小口径は、50 ミリメートル以上とする。ただし、口径 50 ミリメートルの配水管からの分岐は負荷が過大となる恐れがあるため、原則、管網を形成している場合に限り分岐できるものとする。
- 4 給水管及び水道メーター（以下「メーター」という。）の口径は 20 ミリメートル以上とし、水理計算により決定するものとする。
- 5 給水管内の流速は過大とならないよう、原則、2m/s 以下とする。
- 6 3 階に設置する最高位の給水栓の高さは、給水分岐箇所の手地面より 8.5 メートル以下とする。

（給水装置の構造）

第 5 条 圧力損失が大きくならないよう、給水器具及び材料の選定、給水管口径の決定には十分配慮すること。

- 2 逆流の防止及び水道メーターの適正な維持管理のため、メーター口径 25 ミリメートル以下の場合にはメーター上流側の逆止弁内蔵式ボール止水栓に加えて、メーター取替時の戻り水対策としてメーターボックス外の直近下流側に止水栓等を設置すること。

（受水槽方式からの改造）

第 6 条 受水槽方式から 3 階直圧給水に改造する場合は、原則、新設の給水管で改造するものとし、実施条件、給水装置の構造等については、第 2 条から第 5 条までの規定を準用する。なお、高架水槽への直接給水は受水槽方式と同じであり、適正な維持管理を困難とするため認めないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず既存の導水装置設備を再利用する場合は、次の各号に掲げる基準について事前に管理者の検査を受けなければならない。

- （1） 既存の導水装置設備の再利用は、できる限り配置替え等に努め、再使用する箇所は最小限にしなければならない。この場合は、使用材料について管理者の確認を受けなければならない。
- （2） 再使用する材料は、水道法に基づく性能適合品であること。ただし、漏水や赤水が発生する恐れのあるものについては再使用できない。また必要に応じて水圧試験及び水質検査を行い管理者の確認を得るものとする。

（しゅん工検査）

第 7 条 3 階直圧給水を実施した給水装置について、給水装置工事設計施行基準及び本特例基準に基づきしゅん工検査を行うものとする。

（給水装置の維持管理）

第 8 条 給水装置（公道からメーター又は第一バルブまでを除く）の維持管理は、申込者（給水装置所有者または水道使用者）が責任をもって行うものとする。

附 則

この特例基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

3階直結直圧給水協議書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申込者住所

氏 名

私は、豊橋市上下水道局 3階直結直圧給水に関する特例基準に基づき、下記のとおり給水装置を設置したいので協議をお願いします。

記

1. 給水装置設置場所 豊橋市
2. 建物の用途
3. メーター口径
4. 添付書類
 - (1) 申込箇所の案内図
 - (2) 申込箇所の標高が確認できる書類
 - (3) 給水装置工事設計図面
 - (4) 水理計算書（申込箇所における設計水圧は、別表 1 に示す配水区域毎に設定された最小動水圧とする）
 - (5) その他事業管理者が必要と認める書類

委任指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者名

主任技術者氏名

3階直結直圧給水協議回答書

豊上営第 号
年 月 日

様

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長

年 月 日付けで協議のありました件につき、下記のとおり回答します。

記

1. 給水装置設置場所 豊橋市
2. 回 答 内 容 審査の結果、3階直圧給水の申込みを（承認します。・承認できません。）

誓 約 書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申 込 者	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	電 話
給水装置所有者	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	電 話

(給水装置所有者は、申込者と異なる場合のみ記入して下さい。)

給水装置番号	
設 置 場 所	豊橋市

私は、3階直結直圧給水を受けるにあたり、豊橋市上下水道局3階直結直圧給水に関する特例基準に基づき、給水装置工事を施工するとともに、次の事項について誓約します。

- (1) 配水管工事による断水やメーター取替の際には、一時的に水道の使用ができなくなる事、また節水時による減圧等を十分認識し、万一支障が生じた場合においても貴局に対しては異議申しません。
- (2) 水圧の変動や使用量の増加により出水不良が生じた場合は、給水装置所有者または使用者の費用負担により設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- (3) メーターボックス下流側の止水栓等の逆流防止装置は給水装置所有者または使用者の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）を行います。
- (4) タンクレスの水道直結式洋風便器を使用する場合は、作動最低水量及び作動最低水圧が通常の水栓の2倍程度を必要とすることから、水圧・水量不足の状況になりうることを認識し、発生した場合は、給水装置所有者または使用者の責任にて水栓の同時使用状況を見直すなど速やかに対応します。
- (5) 給水装置の施工後に支障が生じた場合は、給水装置所有者または使用者の責任により解決します。給水装置所有者または使用者が代わっても以上のことを正確に引き継ぎます。

給水装置工事設計施行基準（改訂版）

昭和 58 年 10 月	初版発行
平成 元 年 3 月	改訂版発行
平成 7 年 6 月	改訂版発行
平成 11 年 8 月	改訂版発行
平成 16 年 12 月	改訂版発行
平成 23 年 3 月	改訂版発行
令和 2 年 4 月	改訂
令和 3 年 4 月	改訂

発行 豊橋市上下水道局
編集 営業課 給水装置担当
〒440-8502
豊橋市牛川町下モ田 29 の 1
T el 0532(51)2722
F ax 0532(56)8231